

第十五回国会 衆議院 農林委員會 會議錄 第三十号

昭和二十八年三月十一日(水曜日)

午後一時四十八分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事青木 正君 理事野原 正勝君

理事平川 篤雄君 理事井上 良二君

秋山 利恭君 高見 三郎君

中馬 辰猪君 網島 正興君

松野 頼三君 村松 久義君

金子與重郎君 高倉 定助君

高瀬 傳君 中村 寅太郎君

川俣 清吉君 中澤 茂一君

芳賀 貢君 山本 幸一君

中村 英男君

出席國務大臣

農林大臣 田子 一民君

出席政府委員

農林事務官 渡部 伍良君

(大田官房長)

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

農林事務官(農業改良局長) 塩見友之助君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月十日

委員佐藤榮作君辞任につき、その補欠として網島正興君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員足鹿寛君辞任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

三月十日

農村工業並びに副業振興に関する請願(高倉定助君紹介)(第三八七〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第三八七一〇号)

疏安の国内消費価格引上げ反対に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三八七二〇号)

農業改良普及事業に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三八七三〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件

主要農作物種子法の一部を改正する法律案(中馬辰猪君外二十四名提出、衆法第四七号)

○坂田委員長 これより會議を開きます。

この際、農林大臣より發言を求められております。これを許します。田子農林大臣。

○田子國務大臣 昨日当委員会におきまして、芳賀委員の御質問に対する私の答弁中、

こういう言葉を私も速記録に発見したのでありますが、いろいろ誤解を生ずる憂いもありますと存じますので、こゝにあらためてこの言葉は取消することにいたしましたと存じます。右御了承を願います。なお憲法違反の精神は人後に落ちないつもりでございます。

○山本(幸)委員 議事進行について、今農林大臣から昨日の芳賀委員に対する答弁の取消しのごあいさつがあ

つたわけですが、実は憲法八十九條云の取消しだけでなしに、大臣は重大な發言をしておられると思うのです。これは現國會を輕視する御發言が多分にあったということは、大臣も御承知だろうと思ふのです。私はその点について、まだ速記録は見えておりませんけれども、大臣の言葉をかりて言うと、自分分は三十年間の議員生活をやつておつて、昔の大臣というものは金を自由にどこでも使えたのだが、今の大臣はあらゆる法案に縛られて、何ともならないというところをおつしやつたのです。そういう考え方は、結局大臣のお考えそのものが、かつての帝國議會的な、復古的な、復元的な考え方でおつしやつたのか、あるいはまた今の國會の運営では、これは民主的でない、昔の國會の方がきわめて民主的で、大臣が自由にならなくてもできたのだ、こういうお考え方で、そういう行動をなさられたのか、さらにもう一つは、私どもの考えでおるのは、大臣のおつしやつたような考え方が、昔の國會において大臣がいろいろ利権をあさつたり、あるいは不正事實を起しておつたわけですから、従つて今日國會がこういうように改正せられて来たわけなのですが、その点について大臣の御意向を少し承りたいと思ひます。

○田子國務大臣 昨日お答えしましたのは、芳賀委員から、大臣は抱負経緯ありやというお問いがありまして、それで現在は法律と昭和二十八年度の予算によつて行つた以外に大した抱負がないという意味で申し上げまして、古今

を比較したという意味ではございませ

○山本(幸)委員 実は私が聞いたのは、古今を比較せられて、あなたは特別に腕を上げてその点を強調せられたと思ひます。

そこでもう一つお尋ねしたいのは、

○坂田委員長 山本幸一君に申し上げますが、議事進行に関する發言だけにして……

○山本(幸)委員 これは議事進行に関する問題なんです。この点がはつきりしないと、議事進行ができないので

もう一つ、お尋ねしたいのですが、あなたは

こういう御意向をはつきり言われたわけですから、そこで芳賀委員の強調した点は、ハイアライ法的なセンスをもつて農政をやられたのでは、日本の農民はたまらない、こういう角度から主張をいたしたわけですか。この点を言うまでもなく日本において國際情勢を導いて、そして一部の業者の運動に乗ぜられて、これを大臣が大臣にならぬ前に、しかも強力な支持者としてこれを推されておられる。こういう考え方では、はたしてために日本の農村建設、あるいは働く者の建設が可能であるかどうかというのを私どもは幾ら重要な点なんです。そこで芳賀委員は特にその点を重点を置いて、ハイアライ法的なセンスで農政をやられたのでは困る。だから、従つて大臣は今どういう心境でこの農政をおやりになら

うと思われのかという点を強調したと思ふのです。ところが大臣の答弁は、その点をほかにしてしまつて、単なるハイアライ法案の説明をされただけです。われわれはハイアライ法案の説明を受けようとは思ひません。

そんなことをあなたから聞く必要はない。問題は、そういう考え方で農政をおやりになるかどうかという点が、質問の重要な点だと思ひます。従つてこの際私は、その点を明らかにしたいのだと思います。

○田子國務大臣 國務大臣としても、また議員としても、ハイアライ法案そのものに反対する態度を表明いたします。

○井上委員 大臣はただいま昨日の發言を、速記録を見た上で穩やかならぬ發言をしたから取消し、こういうことで、率直にお取消しになりましたが、速記録を見なかつたならば、自分の發言がわからぬというやうなことで一体どうするの

それからいま一つ、昨日私の質問に対して、ただ言葉の末で、何か間違つてゐる点があれば、それはいつでも私の精神通り訂正いたします、こういう御答弁を昨日承つております。つまり大臣は、

こういうことを發言をしたことを、何か言葉の端と、こういうふうにお考えになつてゐる、その考え方が憲法みずからを無視する考え方ではありませんか。そうお考えになりませんか。

○田子國務大臣 ただいまその点につ

きましては取消しをいたしました。

○井上委員 取消しをしたで事がお済みになるとお考えになりますか。どうぼうをして、悪かつたからという物を返したら、それで罪になりませんか。この点を伺いたい。

○坂田委員長 井上良二君に申し上げますが、大臣はそこまでいへる／＼お取消しになつておるわけなのですが……

○井上委員 本発言は国会の運営の上に、また本委員会の議事進行の上にきつめて重大な発言であります。われわれは田子農林大臣がいかなる考え方を持つて国政を処理し、農政を処理するかという基本的問題が、憲法に基づいてやらなければならぬことになつておる。その憲法を、疑義を生じ、否定するがごとき言動を吐かれておる以上は、明確にその所信を伺わなければ、議事を進めるわけに行きません。従つて単に自分が述べたことに對して責任を感じずに——もしあなたがほんとうにお取消しになるならば昨日取消すべきだ。それを、自分の述べた言葉を、速記録を見なければどういふことを言つておつたかわからぬというようなことは、國務大臣としての責任が果たせぬ。そんなにわれ／＼委員を侮辱しますか。少くとも自分の言つた言動には責任を持たなければならぬのです。責任を持たぬで、あとで自分が必要以上のことを言つて、その責任を追究され、これが政治問題化するや、これを取消した、取消したらもう何ら自分は責任がない、自分の心境に對しても何ら答える必要がない、そういう考え方でうまく國政が処理されると思ひますか、うまくあなたのやうとする

農政に国会が協力できますか、この點に對し伺いたい。

○田子國務大臣 先ほど申し上げたように、憲法を遵守する精神では人後に落ちないつもりであります。

○井上委員 これ以上私は質問をいたしません。憲法を遵守する精神は人後に落ちないという者が、

ような言葉がどこから出て来ますか。自分がハイアライ法を正当化しようとして

——したことを正当化しようとして、われ／＼民主的な國家建設の土台である憲法を守つて行かなければならぬ立場にある者が、しかもそれを土台にして國政を行わなければならぬ者が、

——というやうなことを言うやうなことが常識で考えられますか。あなたがほんとうに憲法を遵守することは人後に落ちないというほどの自信を持つておるなら、この條章をひつぱり出して自分の

——する意見を正当化しようという考え方は間違つておるじやありませんか、そう思ひませんか。

○田子國務大臣 井上さんのおつしやる通り、今のハイアライ法は議員として反対、閣僚としても反対の意思を明確に申し上げます。

○井上委員 私はこれ以上追究しようとは思ひませんが、かつては国会の議長まで勤められ、相当政治経験をお持ちになつてゐるあなたが、議員立法として提案をされた法案に對して、自分が提案者になつてゐるじやないか。

提案者になつてゐるものが、今日になつて、あの法案は間違つておつた。——大臣になつてから、自分は提案者に

なることは大臣として困ると言うのなら話はわかります。議員としてあなたは提案者になつてゐる。それなのに今のお言葉では、全然ハイアライ法案には反対で、自分は撤回したやうなことを言つておる。問題になつて来たからあなたはそういうことをする。これははなはだ私も議員を侮辱した、また議員として自信のない言葉じやないかと私は考へる。これ以上私はあなたに質問しません。

○芳賀委員 私は農林大臣が取消しを行つたというところを追究するわけではありませんが、農林大臣は昨日私に、あなた様は憲法第八十九條をお読みになつたと思ひますがと言われまして、この憲法第八十九條というものは非常に大きな意味を持つてゐるわけなんです。これは日本の新しい民主化の一つのバック・ボーンとも言へることをここに表示してあるわけでありまして、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。これはかつてわが國が宗教と國家權力が結託して、いわゆる國家神道というやうな表現のもとに、宗教を通じて權力支配を行つたことを全面的にこの憲法では否定して、ほんとにこういう宗教の中からも權力と結託しない民主化が發展でき得るという要素をここにたつておるわけであり

ます。これをあなたは

と昨日言われ

て、本日また取消しになつたわけであり

ますが、取消したこと自身が悪いのではなくて、あなたの觀念の中に、先

ほど山本委員も言われたやうに、何か復古的な、三十年の代議士生活をおれは行つたのだという回顧的な誇り、そういうものと、かつての明治憲法と通ずる要素というものが、多分にあなたの中から私拭かれておらないという証左であるということが、指摘できるわけである。

もう一点は、あなたはよく研究されて、この點は否定しなければならぬという觀念が常に脳裡に満ち／＼ておつたのを、たま／＼きのう発言されたと思うのであります。これをかりに一步譲つて善意に解釈したとしても、この憲法を引用して、あのばくち法案であるところのハイアライ法を通す場合の提案の趣旨を明かにあなたが国会において行つたといへば、きのうの発言以上に重大なるものを発見しなければならぬといふやうに考へておるのであります。この憲法のうたつておるところの精神、條章に對して、あなたは現在どのやうな心境でおられるかということをお聞きしたいのであります。

もう一つ、本日あなたは、議員としても大臣としてもハイアライ法案に對しては反対であるといふことを言われましたけれども、

でありましたと言つておるわけでありまして。そうすると、わずかな時間的な経過しかない今日において、それが

でな

なければならぬし、この発言の全体をながめて、一部分だけを取消したことによつて、あなたの憲法否定に對する精神はまったく抹殺されておるとい

ことは言い得ないのであつて、むしろこれは全文に對して率直に取消すというお考えがあるかどうか、あわせてお尋ねしたいわけでありまして。

○田子國務大臣 憲法否定とおつしやいましたが、そういう意味合いは全然ございません。それから代議士として云々というのはい、提案當時の心境を申し述べたのでございます。

○芳賀委員 そういふ、その場だけを糊塗すれば済むという、これは昔の大臣あたりの手練手管であつて、その場だけのがれば、それがいかにも優秀な大臣としての操業が成り立つといふやうな誇りを持つてゐるということ、あなたには忘れておらぬのであります。現在の国会は、國民の選良として、代表者として、真剣に自分の信念を通じて、大衆の意欲を通じて、自分の言辭に對してはあくまで責任を持つてゐる態度でなければ、あなたは今後におきましますこの当面した日本の農政の最高

の担当者として、今日言ひ、明日すぐ取消するやうな態度で、どうしてその任にたえるかといふことをお聞きしたいわけでありまして。もちろん、あなたは夢にも思わなかつた大臣のいすが与えられたので、現在まだ勉強もされておらぬといふことを言われまして、その點は私も個人的には幾分了承できますけれども、しかし一國の農林大臣としてそのいすにすわつた場合における責任というものは、おのずから異なつて来るといふことをお考え願ひたいのであります。そういう点についてもう少し信念的な、まじめな態度による御弁明を願ひたいと思ひるのであります。

○坂田委員長 芳賀君に申し上げます

が、大臣は取消されているのであります。二時から参議院の委員会に出席を要求されております。(発言する者あり)取消されたのでありますから、同じようなことを何べん御質問になつても、お答えは同じことと思ひますが、一応今の点についてお答えをいたして、その上で、二時までに呼ばれておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

「だめだ」と呼び、その他発言する者多し。

○田子國務大臣 だいたいの芳賀さんの御注意は、大いに敬意を表して努力したいと思ひます。

「大臣、だめだよ」「不信任だ」と呼び、その他発言する者多し。

○坂田委員長 次は……

「議事進行」と呼びその他発言する者多し。

○坂田委員長 静粛に願ひます。

○井上委員 私どもは何も政府に対して反対せんがための反対、あるいは糾弾せんがための糾弾ではありません。われわれ国会議員は憲法によつて保障され、構成され、運営されているのであります。その憲法を否定した言辭を弄したことに關して大臣の率直なる所信を伺つてゐる。委員長は取消したからと言われるが、取消したらそれでよいということなら、どんなことを言うともみな取消したらそれで済むかという問題になる。だからそういう点は大臣として率直に、自分はそういう考えでなかつたなら、ない、こうだ、あつたというのを、親切に議員に対して答えるべきであります。われ／＼はそういう重大な、憲法を否定する発言をして

おいて、議員に十分な答弁もせず、退場するがごとき大臣のもので、この審議を進めて行くわけには参りません。従つて本日の委員会は暫時休憩の動議を提出します。そうして委員長はただちに農林大臣と交渉されて、本委員会に出席するかしないか、出席しなければわれ／＼は農林大臣不信任案を委員会として提出します。それより方法はない。農林大臣不信任案を提案します。私はまず最初に休憩の動議を出して、その時間的余裕をあなたに与えますから、一ぺん交渉して来なさい。それでなおかつ出ないと言ふならば、不信任案を出します。

午後二時十一分休憩

○坂田委員長 暫時休憩。

午後二時四十八分開議

○坂田委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○中村(實)委員 きのうの委員会における農林大臣の發言を聞いておりますと、きわめて重大な發言であつたといふことは、芳賀委員その他同僚委員から指摘されて、大臣が取消されたものによつてもわからなく思ふのであります。その取消された過程において、きのうは、

い、こう思ふのでありますが、先ほどの委員との議論のやりとりを聞いておきますと、ハイライ法案といふものについては、個人としてもやはり今度は反対であるといふことを明確にお言ひになつたようですが、そうすると、きのう行われた答弁は、あれは全面的に取消されるべきものではないか、さうに考えるのであります。きのうは芳賀委員の質問に対しては、

「解のもとに答弁をなさつたのでありますから、きょうそれを取消されたといふことになれば、きのうの答弁全部が私は意味ないことになるのじやないかと思ひます。そういう意味でひとつ、取消されるのであるかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。」

○田子國務大臣 やつと今速記が全部できまして、これを読んでみますと、私の發言中のハイライ法案につきまゝの發言も、これはいろいろ誤解を招く点があるように考えますから、ここに全部取消したいと思ひます。なおこの機会に私は、憲法を遵守しますことはもちろん、農林の振興にも努力する、精進を続けたいと思ひます。

○坂田委員長 別に農林大臣の發言に對し御發言がございせんか。

「了解」と呼ぶ者あり。

○坂田委員長 次に主要農作物種子法の一部を改正する法律案を議題といたし審査を進めます。本法案に対する質疑並びに御意見がありましたら御發言を願ひます。

○井上委員 この法案の第七條の「国は、毎年度予算の範囲内で、政令の定

めるところにより、都道府県に對し、左に掲げる経費を補助することができ、この場合の補助の對象となります。原種、原種、採種園、そういうものの生産物審査、それから圃場審査等が對象になるものでありますが、この審査をやります場合の人的な要素といふものは一体どうなつておるか、これは府県が行いますから、まづたく圃場を對象にした、たとえば一町つくつた場合はこれ、二町つくつた場合はこれだけの補助をやる、こういうぐあいになりますか、それともこの審査に必要な人件費等もこの中に含まれておりますか。その場合それが各果に一体どういふ配置になつて渡されますか、それらの点について御説明を願ひたい。いただきました資料によりますと、稲、麦、大豆等についての圃場審査費、生産物審査費、計画指導費、こういうぐあいな抽象的な費目で計上されておるのであります。この内容をもう少し具体的に説明を願ひたい。

○堀見政府委員 この審査を行いますのは、都道府県吏員となつておりました、改良普及に従事しておられました専門技術員及び一般の改良普及員といふふうなものが實際上は主体になつて當つております。人件費等につきまゝは農業改良助長法におきまして専門技術員及び普及員に對する助成を行つておりますが、この法律によつて重複しての助成はやつておりません。別に人件費の補助はやつておりません。改良普及事業の一環として専門技術員ないしは一般普及員に對して行つておる助成に對して、府県の方は審査を行つておる、こういう状態でございます。手当及び旅費等につきましては当法の

方から補助をやつております。

○井上委員 そうしますと、圃場の場合の審査は反当別によつて審査をすること、その反当の圃場の育成等に要する経費といふことで、その全部または一部を府県を通して補助する、こういうことであらうと思ひますが、生産物の審査の場合、これはまづたく改良普及員が技術員がやるのであつたら、その場合は果の方を通して金を渡すといふようなことはないのですか。

○堀見政府委員 採種園等につきましては農家の方に行つておりますが、この審査につきましては、改良普及員に對する基本的な人件費の補助が改良助長法に基きまして行つております。ほか、この法律においては旅費であるとか、その他手当てであるとか、そういう部分が府県の方に補助されておるわけでございます。

○井上委員 この原種または原種の品種の問題でございますが、これを單に府県の試験研究機関だけにまかして、國としては別にこの新品種とか、あるいはまた増産が確保される品種といふようなものについては、積極的に試験研究をやつておりますか。その場合と府県との關係はどうなりますか。その辺のことを伺ひたい。

それからなおこれには米、麦、大豆となつておりますが、昨年でしたか、この改正法案が出ましたときに、本委員会としては附帶決議をつけてあります。それは大豆、かんしよ、ばれいしよ、とうもろこし、菜種等の主要農作物までやれといふ附帶決議をつけてあるが、何ゆゑに大豆だけに限つて、残余を削つたのでありましようか。

○堀見政府委員 お答えいたします。

品種改良につきましては、奨励品種決定の場合にはもちろんですけれども、奨励品種をつくり出すことはこれは大體国がやつております。国が各県に対して適当だと思われるようなものを府県の方にまわしまして、それで府県の方で奨励決定のための試験をやつておられます。それを大體府県でもいいと思われようなものを奨励するということになつておりますので、元は国がつくつておる、こう考へていただいてよろしいかと存じます。

それからこの前の附帯決議は私もそれをよく拝見いたしました。もつともな附帯決議でございまして、できるだけそういう方向に努力すべきものだと思存しておりますが、遺憾ながら二十八年度の予算措置といたしましては、か

んしよにつきましては、どうしても大蔵省の認めるところにならなかつたわけでございます。それからばいしよにつきましては、原種園は認める。原種園は国営で生産いたしておられます。それからとうもろこしにつきましては、原種園と原種園はございまして、種子審査の経費はどうしても認めない。それから菜種につきましては、原種園はございまして、それからほかには、積集地帯の共同育苗圃の補助もござい

ない状態でございまして、国会の方の附帯決議に依りて、私の方も極力大蔵省に対して努力いたしたいと思ひますが、遺憾ながら現状はその程度になつておるということでございます。

○井上委員 今申し上げましたような主要農作物の優良品種を普及するため必要とする経費は、およそどのくらいと見積つておりますか、それを伺いたいのであります。

○塩見政府委員 それらに要する経費は、今持つて来ておりませんので、ちよつと即答をいたしかねるわけでございますが、後ほどでもその当初要求、あるいは中間の査定のと

き状態は、資料をもつて提出したいと思ひます。

○井上委員 次に伺ひますのは、主要農作物の種子法に基いて奨励品種、優良品種等の普及を徹底して行く、その効果について、たとえばこういう品種がこれだけ普及をして、その結果これだけ増産ができておるといふ、経済的効果の面について何ら資料がないように思ひますが、そういう点について何か資料がありますか。

○塩見政府委員 推定いたしました資料はございまして、こゝでざつとお答え申し上げますと、稲につきましては、栽培面積が全体で約二百九十五万町歩、そのうち約六割を更新の対象と考へておりました、それが百七十七万町歩でございます。それから反当の増収量につきましては、手固く押えまして、大体七升四合と押えまして、全体の増産量を五十四万六千石と押えております。それから麦につきましては、栽培面積百六十万町歩、そのうち種子

更新の対象面積といたしましてはやはり六割を押えまして、九十六万町歩。それからこれの反収の増加を大體四升九合、これは麦石で見まして全体の増産量は三十九万二千石、米石に換算いたしますと、三十二万九千石になります。それで米麦合せまして八十七万五千石程度というふうに推定いたしております。これは反収の増加を手固く見ての上のことでございます。

○坂田委員長 他に御質疑はございせんか。御質疑がなければこの際金子君より発言の要求がございしますのでこれを許します。

○金子委員 ただいま井上委員からの質疑の中にあるありましたように、この法律が日本の食糧増産の上にかつても非常に役立っており、また将来もこれを大きく役立たせまして、そうして食糧自給態勢確立の一助にしなければならぬ、こういう考へを持つておりますが、それにつきましてもかんしよ、ばれいしよのごときは穀物の範圍には入つておらないけれども、今日までかんしよの増産がされたということ、これ大きく品種改良のたまものでありまして、この問題は引続きやらなければならぬ問題が残されておりますので、この際ただいまの政府答弁によりまして、予算処置が講ぜられないために遺憾ながらその目的が達せられなかつたといううなことであります。本法案に賛成するにあたりまして、以上申し上げました趣旨による附帯決議を付したいと存するのであります。その案文をいたしまして、こゝへ配りましたのとちよつと文章が違つておりますのですが、ここに朗読いたします。

主要農作物種子法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、主要農作物種子法の目的を達成するため、速かに次の措置を講じ、本法の整備強化をすべきものと認める。

政府は所定の予算措置を講じて、本法の対象農作物を甘藷、馬鈴薯、玉蜀黍、菜種等の主要農作物にまで拡大するとともに、優良種子の普及に関する調査研究を促進せしめ、もつて制度の確立をはかること。

以上であります。

○坂田委員長 お諮りいたします。これよりただちに採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○坂田委員長 御異議なしと認め、ま

○坂田委員長 なおこの際お諮りいたします。目下経済安定委員会において審議中の内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について連合審査会を申し入れたかと思ひますが、御異議ありませんか。

○坂田委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

次回は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。